

令和2年第10回

東大和市農業委員会議事録

令和2年10月22日

東大和市役所会議棟第7・8会議室

東大和市農業委員会

令和2年第10回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和2年10月22日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第7・8会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第26号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第27号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 議案第14号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って
いる旨の証明願いについて

5 出席委員(14名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 哲 | 2番 比留間 淳 二 |
| 3番 西川 慶 子 | 4番 内野 芳 夫 |
| 5番 原 正 男 | 6番 森 田 良 子 |
| 7番 町 田 悦 郎 | 8番 岸 光 敏 |
| 9番 杉 本 実 | 10番 岩 田 高 雄 |
| 11番 和 地 毅 | 12番 橋 本 訓 夫 |
| 14番 大 羽 敬 子 | 15番 大 熊 和 春 |

6 欠席委員(1名)

- 13番 小 林 由美子

7 出席した職員

事務局長 小 川 泉 係 長 岩 田 豊 和

8 会議の結果

報告第26号～第27号について、専決処理を確認した。

議案第14号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、小林委員のほうからご欠席の連絡があり、14名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は農業委員会等に関する法律第32条により原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和2年第10回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第5までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第26号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしておりますのでご報告いたします。

日程第4、報告第27号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますのでご報告いたします。

日程第5、議案第14号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、7番、町田悦郎委員、8番、岸光敏委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

会 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。(会長報告)

◎報告第26号

議 長 続いて、日程第3、報告第26号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第26 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第27号

議 長 続いて、日程第4、報告第27号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 3件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第27号 農地法第4条の事案については、既に転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

原委員 すみません、いいですか。

議 長 はい、原委員。

原委員 この3番目の地図を見ているんですけども、もう既に「貸駐車場」って書いてあるんですけども、これは、前から駐車場の状態になっていたんでしょうか。

議 長 岩田係長。

係 長 そうですね。以前の状態は、正直分かりません。転用届が出まして、それで現場を見に行く形なんですが、この地図上は確かに駐車場になっているんですが、この一部は防草シートが敷いてある状態でしたね。ですから、いつの時期か分かりませんが、ある程度やっていたのかなというふうには。ただ、この地図でこうやって見ちゃいますと、駐車場になっていますが、何か一部防草シートが敷いてあるような状況でした。

原委員 ちょっと気になったので、はい、すみません。

議 長 ほかに質問ございますでしょうか。

内野委員 はい。私は2番の部分。

議 長 内野委員。

内野委員 これ、自動販売機。

係 長 そうですね。自動販売機の建物が建っている。

内野委員 これも畑、倉庫なの。

はい、分かりました。

議 長 岩田係長。

係 長 そうですね。これ、倉庫が現実現状建っております。ですので、現況はもう宅地みたいになっております。

ですが、農地法の届出というのは、ごめんなさい、あくまでも地目主義でございまして、地目が畑になっておりますので、農転の必要があるというような。

議 長 ほかに質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第14号

議 長 続きまして、日程第5、議案第14号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 3件)

議 長 説明のとおり、本事案は、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 写真が載っておりますので、現況確認はできるんですが、調査といいますか、現況を確認に行かれた日にちと確認の方法ですか、もし分かればお教えいただきたいんですが。

議 長 岩田係長。

係 長 現地調査の日ですが、10月15日です。私、事務局の岩田と農地部会長の岸さんと、2人で行っております。現地は、岩田和幸さん本人に立ち会っていただいております。

以上です。

議 長 以上、報告いたしました。

町田委員。

町田委員 該当区域の確認か何かはされておられますでしょうか。杭の確認ですね。

係 長 区域の確認は、詳細にはしておりません。石杭とか、そこまでは確認はしておりません。見たこの筆の全部、畑の全部を全体的に見たという形になっております。

ちょうどこの赤道の部分のところは、石が出ていて確認が取れました。そんなところがございます。

議 長 よろしいでしょうか。

町田委員 はい。

議 長 ほかにご意見ございましたら、お受けいたします。

原委員。

原委員 今、町田委員が聞かれたことなんですけれども、3件に共通するところなんですけど、この現地を確認された日とどなたが確認されたか、これ、記載しておいてもらったほうが分かりやすいと思うんですね。今後、できたらどこか、どこでも構わないので記載してもらいたいと思います。

以上です。

係 長 はい、分かりました。

議 長 ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 先ほどと重複する部分ございますけれども、原委員のほうから写真についてのご意見ございましたので、今後ご対応いただけるということなんですが、多分今後、コロナの状況によっては、委員全員において現地調査という形も予定をされているんだろうと思うんですが、先ほど私のほうで、立会いだとか杭の確認ということをご質問させていただいたんですが、私個人の考え方で恐縮でございますが、意見といたしますか、この場でちょっとお話をさせていただきたいんですが、今回、9月に農地パトロールいたしましたけれども、今後、本日、全協の中でお話も出ると思いますが、立会いの問題ですね。非常に、納税猶予の農地が課題があるのかなという感じを受けておりまして、立会いについては、やはり所有者の方に、制度の理解を改めて農業委員会のほうで再確認をするなどして、活用できるのではないかと、先ほど写真を見ますと、耕作の現況の確認、土地利用の確認を、直接お話を伺ってする必要があるんじゃないかということですね。

それと、やはり現況によって、なかなか耕作をしにくいような方においては、終身ということでございますので、今後3年、6年先になりますと、なお一層困難性が出てくるだろうということであれば、農業委員会においても、単に見学、確認ということだけではなくて、何かあれば相談をしてほしいというようなことで、相談支援というような形に結び付けていくようなことも必要なんだろうなと。そういうことから見れば、やはりご本人との接触を、

3年に1回でございますけれども、していくということが必要なのかなというふうに思っております。

それと、杭の問題でございますけれども、その他のパトロールで新規に納税猶予を取られた地域があったんですが、税務署のほうから来る書類が、事務局で持つておられる書類となかなか突合ができないというような事例が1か所ありましたものですから、やはりご本人に立ち会っていただいて、区域をその都度確認をしていくということが、やっぱり必要なのではないのかなというふうに感じておりまして、立会いの関係と杭の確認ということの必要性を、もう一度委員会において、全体において、ご協議いただければということであります。

以上です。

議 長 分かりました。

ほかに質問ございますでしょうか。

鈴木委員 今回の町田委員さんの意見と同じなんですけれども、確認の仕方というのは、法的に決まっているんですか。単に、そういうものは縛りはない。現場確認をすればいいだけ。普通的时候は、立会い確認をするということなの。

係 長 そうですね。ルール上、立会いが必ず必要ということは記載されておられません。ただ、現場を確認する必要ありますので、現場を確認して、状況によって本人に、別にその場じゃなくてもいいんですけれども、内容によっては本人に事情を聞くということは言われております。

ただ、こういうのを法律で何とかしろというふうになっているわけじゃございません。運用上です、あくまでも。

鈴木委員 法的には、ほとんど現場確認だけ、事例的には、過去に。

事務局長 そうですね、おっしゃるとおりです。現場確認のみになってまいります。

数年前から立会いを求めるようになりまして、それで、原則立会いで、今はやっています。

議 長 ほかにご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で全日程を終了いたしました。

これにて定例総会を閉会いたします。

(午後 2時30分)